

「新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が払えなくなった場合に対する対応についての緊急要望書」に対する回答

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし感染防止のための窓口に行かなくてもできるようにすること。

《回答》

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の給付につきまして、令和2年4月20日付松原市国民健康保険条例の一部を改正する条例にて公布致しました。また、広報、市民宛メール、ホームページで周知を行っており、郵送での申請方法についても記載しております。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるように条例整備をするとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封し、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

《回答》

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての減免につきましては、国からの事務連絡を受け、実施する方向で検討を行っております。

- ③ 納付困難な保険料については納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分を停止を行うこと。

《回答》

納付困難な保険料につきましては、条例に則った適切な対応を行っているところでございます。

- ④ 違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと。

《回答》

財産調査等を行い、世帯の状況を把握したうえで、適切に対応を行っているところでございます。

⑤ ②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に使えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。

《回答》

一部負担金減免については、新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず、事業又は業務の休廃止、失業もしくは世帯主（主たる生計維持者を含む）の死亡、入院、傷病により世帯収入が著しく減少したものにつき、行うこととしております。今後、国から新型コロナウイルス感染症の影響による一部負担金減免についての事務連絡等の通知があれば、柔軟に対応していきたいと思っております。